

I. 「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に関する確認及び要望事項

	監督指針該当箇所	確認・要望事項
1	<p>Ⅲ-3-3-1-2 (2)-①-イ-c 提供するデリバティブ取引がヘッジ目的の場合、以下を確認するとともに、その確認結果について、具体的に分かりやすい形で、適切かつ十分な説明をすることとしているか。 (以下略)</p>	<p>金融機関は与信設定に際して顧客の事業継続性や価格交渉力も与信判断の一部として行うが、その確認結果を顧客に対して<u>具体的に</u>分かりやすい形で、適切かつ十分な説明をすることは、実務上非常に困難である。本文の表記を例えば「提供するデリバティブ取引がヘッジ目的の場合、以下を確認のうえ、適切な金融商品を販売しているか」等の文言に変更してほしい。</p> <p><理由> 金融機関が与信設定に際して行う企業の事業継続性等の判断は様々な要素を総合的・包括的に考慮してなされるものであり、判断した過程・結果を改めて「具体的に」顧客へ説明することは困難である。そこまでは求められていないと考えるが、文意から十分に読み取ることが出来ないため、真意を確認するとともに文言の変更も検討してほしい。</p>
2	<p>Ⅲ-3-3-1-2 (2)-①-イ-h デリバティブ契約締結後、定期的かつ必要に応じて適時、当該顧客の業況及び財務内容を踏まえ、実需の存続状況等に応じたヘッジの有効性とその持続可能性の確認を行い、顧客からの問合せに対して分かりやすく的確に対応するなど、適切なフォローアップに取り組むための態勢を整備しているか。 また、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報や当該時点の解約清算金の額等(顧客が一定の損失額又は解約清算金の額になった旨を知らせることを要請した場合にはその旨を含む。)を提供又は通知することとしているか</p>	<p>顧客の実需金額が取組当初の想定から大きく減額しヘッジ比率が高水準になったとき、顧客に対するソリューションとして、当初の取引条件より月々の決済金額を減額し、取引期間を延長する取引に組みなおすことは有効な提案と考えてよいか。また、具体的な顧客の救済策としてどのようなものが望ましいのか教えてほしい。</p> <p><理由> 取組時に予想しえない実需の減少によりヘッジ比率が高まったときの販売金融機関のソリューション提供としてどのような方法が適切であるか、または不適切であるかを確認したい。</p>

II. 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に関する確認・要望事項

	監督指針該当箇所	確認・要望事項
1	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (1)説明態勢に関する主な着眼点 ④ 店頭デリバティブ取引等に係る留意事項</p> <p>法人顧客との間で例えば通貨オプション取引・金利スワップ取引等の店頭デリバティブ取引を行うときには、以下のような点に留意しているか。また、店頭デリバティブ取引と同様のリスク特性を有する取引(仕組債の販売等)についても、準じた取扱いとしているか。</p>	<p>法人顧客にも店頭デリバティブ取引等に関して専門的知識や経験等が十分にあってリスクに関する説明を要しないと考えられる顧客も存在する。金融商品取引法において特定投資家制度(いわゆるプロ・アマ制度)を導入した趣旨に鑑み、社内規則等で定めることで特定投資家については④のイ〜トに掲げる対応を要しないとするかは可能か。特に、特定投資家の中でも適格機関投資家に対しては、その趣旨に鑑みて不適用とするか、又は一律に「法人顧客」という切り分けに代えて中小企業に限定してほしい。</p> <p><理由></p> <p>特定投資家に対しても一律に④のイ〜トに掲げる対応が求められた場合、顧客からの取引の申し込みに対して機動的な価格の提示や取引の執行などの顧客の要望に応えられないことが想定される。金融商品取引法では、ホールセール取引の活性化を図る目的で特定投資家制度を導入し、金融商品取引業者等が特定投資家との間で取引をする場合には契約締結前交付書面等の交付や適合性原則等の行為規制の適用を除外することとしている。いわゆるプロとみなされる特定投資家に対してまで一般投資家と同様の対応とすることは、投資家が必ずしも求めている手続きを金融商品取引業者等、投資家双方に求めることになり、ホールセール取引の活性化、あるいは貯蓄から投資へのリスクキャピタル供給の流れを著しく阻害する結果となると考えられるため。</p>
2		<p>全ての店頭デリバティブ取引についての「留意事項」であるのか否か、すべてではない場合、その適用範囲を明確にしてほしい。</p> <p><理由></p> <p>例えば、金融商品取引法の適用のない商品デリバティブについても対象となるのか、天候デリバティブや地震デリバティブのように、投機性の低い保険的な商品についても対象となるのかといった点がポイントになるが、後者については、説明態勢整備の前提である「相当程度の専門知識が要求される」商品には該当しないので、対象外とすべきものとする。仮に前者が含まれるのであれば、どのような商品をもって「店頭デリバティブ取引」と</p>

		いうのかを明確にしてほしい。
3	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (1) 説明態勢に関する主な着眼点 ④ 店頭デリバティブ取引等に係る留意事項</p> <p>イ. 当該店頭デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。</p> <p> b. 当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる損失額を確認し、上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、これについて顧客が理解できるように説明しているか。</p>	<p>想定最大損失額を顧客が理解できるように説明した上で、なおかつ顧客が当該取引の申し込みをする場合には、想定最大損失額が顧客の許容できる損失額の範囲内であると判断されることから、顧客が許容できる損失額についての別途確認は不要ではないか。</p>
4	<p> b. 当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる損失額を確認し、上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、これについて顧客が理解できるように説明しているか。</p>	<p>顧客が許容できる損失額については、顧客の自己申告による確認で足りると理解してよいか。</p> <p><理由> 客観的なデータによる確認も必要であるとする、判断基準も一義的に定まらない中、不可能を強いられることになる。</p>
5	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (1) 説明態勢に関する主な着眼点 ④ 店頭デリバティブ取引等に係る留意事項</p> <p>イ. 当該店頭デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。</p> <p> c. 金融指標等の状況がどのようになれば、当該店頭デリバティブ取引により、顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性があるかについて、顧客が理解できるように説明しているか。</p>	<p>「顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる」とあるが、重大な影響かどうかの判断には主観が入りがちであるため、具体的なガイドライン等を示してほしい。</p>
6	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (1) 説明態勢に関する主な着眼点 ④ 店頭デリバティブ取引等に係る留意事項</p> <p>ロ. 当該店頭デリバティブ取引の中途解約及び解約清算金について、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。</p> <p> a. 当該店頭デリバティブ取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨について、顧客が理解できるように説明しているか。</p>	<p>「原則として中途解約できない」旨「顧客が理解できるように」説明する、とは、どのような説明形態を意味しているのか不明であるため、「書面及び口頭により説明する」としたほうがよいのではないか。</p>
7	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (1) 説明態勢に関する主な着眼点 ④ 店頭デリバテ</p>	<p>顧客が許容できる解約清算金については、顧客の自己申告による確認で足りると理解してよいか。</p>

	<p>イブ取引等に係る留意事項</p> <p>ロ. 当該店頭デリバティブ取引の中途解約及び解約清算金について、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。</p> <p>ｃ. 当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる解約清算金の額を確認し、上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、これについて顧客が理解できるよう説明しているか。</p>	<p><理由></p> <p>客観的なデータによる確認も必要であるとする、判断基準も一義的に定まらない中、不可能を強いられることになる。</p>
8	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (1)説明態勢に関する主な着眼点 ④ 店頭デリバティブ取引等に係る留意事項</p> <p>ハ. 提供する店頭デリバティブ取引がヘッジ目的の場合、以下を確認するとともに、その確認結果について、具体的に分かりやすい形で、適切かつ十分な説明をしているか。</p>	<p>ヘッジ目的の場合における「ヘッジ手段として有効に機能すること」等の確認については、顧客が会計士等に確認の上その顧客自らがその有効性を判断した場合には、そのことの表明をもって金融商品業者等による説明に代替できるとしていただきたい。</p> <p><理由></p> <p>「ヘッジ手段として有効に機能すること」等の確認は、顧客の営業や取引状況等に係る情報を適切に開示してもらい必要があり現実的には入手困難な場合も多いと考えられる。その場合、金融商品取引業者等としては限られた情報をもとに判断することになり、その有効性等に関して必ずしも適切な説明ができるとは限らないため。また、顧客が様々な情報を業者に提供しなければ取引が行えないとすると、顧客の視点から見ても不便であり、大体の手段でヘッジの有効性を確認できるのであればそれを許容するとした方が顧客にとっても有利であると考えられる。</p>
9	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (1)説明態勢に関する主な着眼点 ④ 店頭デリバティブ取引等に係る留意事項</p> <p>ハ. 提供する店頭デリバティブ取引がヘッジ目的の場合、以下を確認するとともに、その確認結果について、具体的に分かりやすい形で、適切かつ十分な説明をしているか。</p> <p>a. 顧客の事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として機能することを確認しているか(注1)。</p> <p>b. 上記に述べるヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれ</p>	<p>「市場における競争関係」「契約終期までの顧客の事業の状況」「顧客の価格競争力」等を主力行以外が独自に把握することは難しく、このままでは不可能を強いられることになり、ひいては主力行以外の金融商品取引業者等がヘッジ目的の店頭デリバティブ取引を提供することができなくなるおそれがある。このことは、顧客にとっても複数の業者から取引条件の提示を受け、その中から最も有利なものを選択するという機会を失わせることになりかねないため、見直しを検討していただきたい。</p>

	<p>ることを確認しているか(注2)。</p> <p>c. 顧客にとって、今後の経営を見通すことがかえって困難とすることにならないことを確認しているか。(注3)</p> <p>(注1)例えば、為替や金利の相場が変動しても、その影響を軽減させるような価格交渉力や価格決定力の有無等を包括的に判断することに留意する。</p> <p>(注2)例えば、ヘッジ手段自体に損失が発生していない場合であっても、前提とする事業規模が縮小されるなど顧客の事業の状況等の変化により、顧客のヘッジニーズが左右されたりヘッジの効果がそのニーズに対して契約終期まで有効に機能しない場合があることに留意する。</p> <p>(注3)ヘッジによる仕入れ価格等の固定化が顧客の価格競争力に影響を及ぼし得る点に留意する。</p>	
10	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (2)説明態勢に関する主な着眼点 ④店頭デリバティブ取引等に係る留意事項</p> <p>ニ. 上記イ. からハ. までに掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を顧客から確認するため、例えば顧客から確認書等を受け入れ、これを保存する等の措置をとっているか。</p>	<p>④ 店頭デリバティブ取引等に係る留意事項の、イ. からハ. までに掲げる説明、及びニ. における確認書等の受け入れに関して、同種の取引を繰り返す顧客については、取引金額の累計が一定の金額に達するまでについて包括的に説明することで、個別の取引ごとの説明、確認書等の受け入れを要しないと理解してよいか。</p>
11	<p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢 (1)説明態勢に関する主な着眼点 ④店頭デリバティブ取引等に係る留意事項</p> <p>ト. 当該店頭デリバティブ取引に係る顧客の契約意志の確認について、契約の内容・規模、顧客の業務内容・規模・経営管理態勢等に見合った意思決定プロセスに留意した意思確認を行うことができる態勢が整備されているか。</p>	<p>「今後の経営に大きな影響を与える」とあるが、大きな影響かどうかの判断には主観が入りがちである。具体的なガイドライン等を示していただきたい。</p>
12	<p>例えば、契約しようとする店頭デリバティブ取引が顧客の今後の経営に大きな影響を与えるおそれのある場合、当該顧客の取締役会等で意思決定された上での契約かどうか確認することが重要となることに留意する。</p>	<p>しかるべき機関決定を経たうえでの契約締結である旨の確認は、顧客の自己申告による確認で足りると理解してよいか。</p> <p><理由> 顧客の自己申告以外の方法で把握することは難しく、取引の都度取締役会議事録を徴収することは困難であるため。</p>